

建設工事等に伴い生じる廃棄物の

保管に係る届出

作成の手引き

令和5年4月

栃木県

# 1 「建設工事等に伴い生じる廃棄物の保管に係る届出」とは？

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）が平成 22 年 5 月に改正され、不適正処理や不法投棄事案の多くを占める建設系廃棄物への対策として、上記の届出制度が新たに創設されました。

建設工事等に伴って生じた「木くず」や「がれき類」等の廃棄物を、自社の資材置場など工事現場以外の場所で保管する場合には、事前の届出が必要となりました。（根拠条項：法第 12 条第 3 項、第 4 項、第 12 条の 2 第 3 項、第 4 項）

この届出制度の対象となる廃棄物及び保管場所については、下記のとおりです。

## ◇ 対象となる廃棄物

**建設工事**（法第 21 条の 3 第 1 項に規定する建設工事<sup>\*</sup>をいう。）**に伴い生ずる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物**

<sup>\*</sup>土木建築に関する工事であり、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含まず。

### < 建設系廃棄物（例示） >

分類	工事から排出される産業廃棄物の具体的内容（例示）
廃プラスチック類	廃シート類、廃ビニール、廃発泡スチロール等梱包材 等
金属くず	鉄骨鉄筋くず、足場パイプ 等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	耐火れんがくず、アスベスト成形板、瓦破片 等
がれき類	アスファルト片、コンクリート片 等
木くず	工作物の新築、改築、又は除去によって生じる木くず（型枠、木造建築物の解体による木くず、内装工事等の残材等）
紙くず	工作物の新築、改築、又は除去によって生じる紙くず（包装材、壁紙くず、段ボール等）
繊維くず	工作物の新築、改築、又は除去によって生じる繊維くず（廃ウェス、ロープ等）

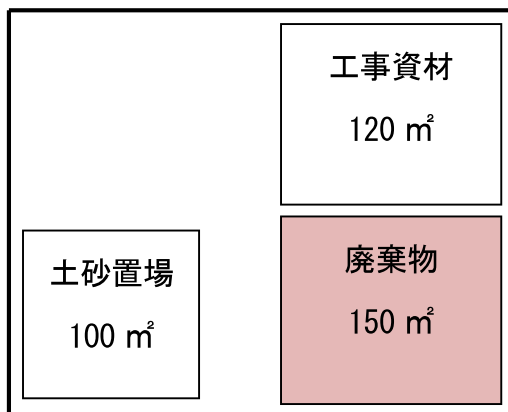
## ◇ 対象となる廃棄物の保管

廃棄物が生じる工事現場以外の場所で行われる保管（例えば、自社の資材置場などでの保管）であり、**保管場所の面積が 300 m<sup>2</sup>以上**の場合です。

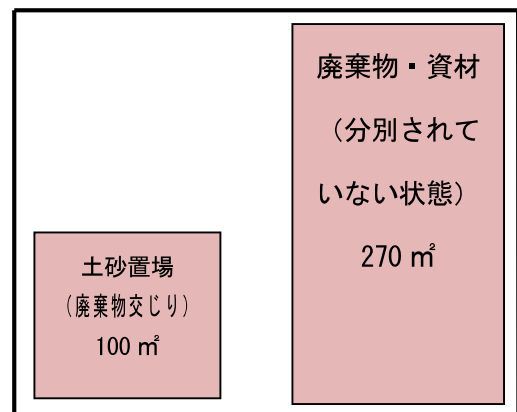
広い資材置場の敷地の一角を廃棄物の保管場所として使用し、他の資材や土砂等を置く場所と明確に区分されている場合は、廃棄物を保管する場所の面積のみが対象となりますが、廃棄物と資材などが乱雑に積み上げられているなど混在している状態にあるときはその面積全体が対象です。

また、2つ以上の保管場所を有する場合は、それぞれの面積が 300 m<sup>2</sup>以下であっても、空間的に一体とみることができる場合は合算した面積で判断します。

なお、保管にあたっては、法第 12 条に定める産業廃棄物処理基準に従わなければなりませんので注意してください。



廃棄物の保管場所が明確に区分されている場合・・・対象面積は 150 m<sup>2</sup> (届出対象外)



廃棄物と資材が混在している場合、土砂とがれきが混じっている場合  
・・・対象面積は 370 m<sup>2</sup> (届出対象)

なお、以下の保管については、この届出制度の対象外です。

- (1) 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- (2) 法第 15 条第 1 項の許可に係る産業廃棄物処理施設において行われる保管
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 8 条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

## 2 届出書を提出する時期や窓口について

### ◇ 届出の時期

この届出制度の対象となる保管を行う場合は、**事前に**届出書を提出します。

ただし、**非常災害のための必要な応急措置として保管を行う場合は**、保管をした日から起算して**14日以内**に届け出ることであります。

また、届け出た内容を変更しようとする場合に提出する**変更届は事前に**、届け出た場所での保管をやめる場合に提出する**廃止届は保管をやめた日から30日以内**に提出してください。

### ◇ 提出窓口

届出の提出先は、保管場所の区域を所管する下記の各事務所です。

提出先	住所及び電話番号	所管区域
県西環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 0285-81-9002	真岡市、上三川町、益子町、 茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町 2 丁目 2828-4 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市、那須烏山市、塩谷町、 高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所 環境部 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 0283-23-4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 0285-22-4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、 野木町

※ 宇都宮市内に保管場所を有する場合は、宇都宮市廃棄物政策課（TEL：028-632-2928）までお問合せください。

### 3 届出書の様式・添付書類

#### ◇ 保管の届出

届出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の四）</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第二号の十）</li> </ul>
添付書類	別紙 1 保管場所付近の見取図 別紙 2 保管場所の概要及び写真 別紙 3 保管場所の平面図・立面図 ----- ① 不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書（旧土地登記簿 謄本。以下「不動産登記事項証明書」という。） ② 使用権原のみ有する場合には①に加えて使用貸借又は賃貸借契 約書の写し（以下「賃貸借契約書の写し」という。）

#### ◇ 保管に係る変更の届出

届出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の五）</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第二号の十一）</li> </ul>
添付書類	別紙 1 保管場所付近の見取図 別紙 2 保管場所の概要及び写真 別紙 3 保管場所の平面図・立面図 ----- ① 不動産登記事項証明書 ② 使用権原のみ有する場合は①に加えて賃貸借契約書の写し

※ 保管場所の所在地及び面積を変更しようとするときは、上記添付書類を全て添付すること。

※ 所在地及び面積以外の項目について変更しようとするときは、該当する別紙のみを添付すること。

#### ◇ 保管の廃止の届出

届出様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の六）</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第二号の十二）</li> </ul>
------	---

## 4 届出書の作成上の注意事項

### ◇ 作成上の注意

- (1) 添付する不動産登記事項証明書は、届出日前 3 月以内に発行されたものとしてください。
- (2) 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物に係る届出を同時に行う場合の添付書類については、1 つの届出書に原本、他の届出書にはその写しとすることができます。
- (3) 保管場所の写真については、届出日前 3 月以内に撮影したものとしてください。  
なお、インスタントカメラで撮影した写真や白黒写真ではなくカラー写真（デジタル画像の貼付でも可）を添付してください。
- (4) 届出書は、正・副 2 部を作成し、正を提出用、副を届出者の控えとしてください。

### ◇ 保管の届出（様式第二号の四）の注意点

様式第二号の四

産業廃棄物事業場外保管届出書	
年 月 日	
栃木県知事	様
届出者	
住 所	
氏 名	
<small>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</small>	
電話番号	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条第 3 項前段 の規定により、関係書類 及び図面を添えて届け出ます。	
保管の場所に関する事項	所在地
	面積
	保管する産業廃棄物の種類
	積替のための保管上限又は処分等のための保管上限
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 <small>(保管を行う場合にあっては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの)</small>
保管開始年月日	
備考	
積替のための保管上限又は処分等のための保管上限には、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。	

実際の届出日を記載します。

第 12 条第 4 項は非常災害のための応急措置として保管をした場合です。それ以外は第 12 条第 3 項前段を選びます。

300 m<sup>3</sup>以上が対象です。

1 日当たりの平均的な搬出量の 7 日分が保管上限です。

適正な勾配で保管されているかを確認します。別紙 3 の立面図の内容と矛盾しないように記載してください。

実際に保管を開始しようとする年月日を記入します。

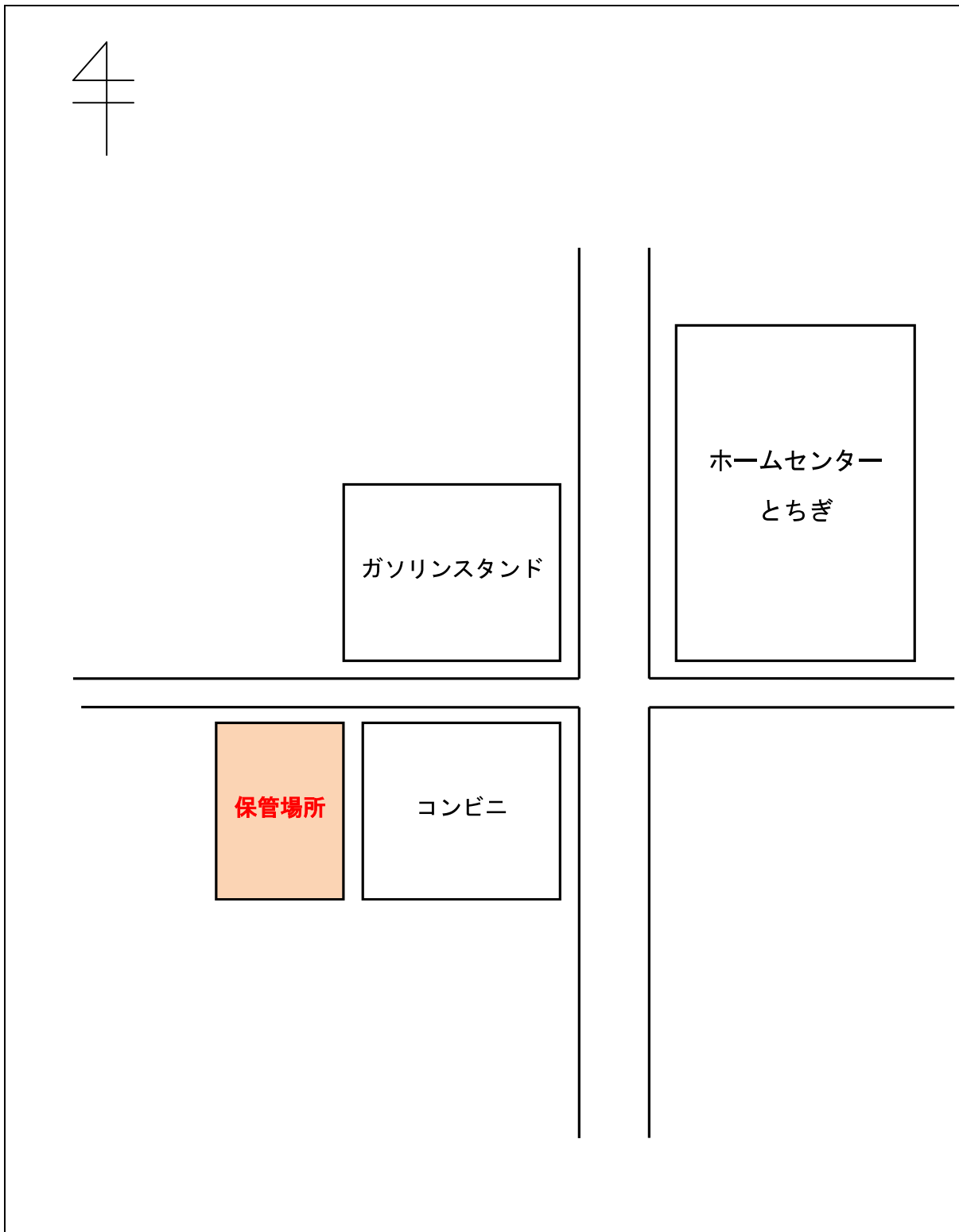
(日本工業規格 A 列 4 番)

## 5 記載例

### 様式第二号の四

産業廃棄物事業場外保管届出書		
〇〇年〇月〇日		
栃木県知事	様	
届出者		
住所	宇都宮市塙田一丁目 1-20	
氏名	〇〇建設株式会社 代表取締役 栃木 一郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号	028-623-3154	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 12 条 第 3 項 前 段 第 12 条 第 4 項	
の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所在地	栃木市神田町 6 - x
	面積	360 m <sup>2</sup>
	保管する産業廃棄物の種類	木くず、金属くず、がれき類
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	300 m <sup>3</sup> ・ t
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあつては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの)	有 ・ 無 2.5 m
保管開始年月日	〇〇年〇月〇日	
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

保管場所付近の見取図



(記載上の留意事項)

- ・ 目印となるものを必ず記載すること。
- ・ 見取図を記載する代わりに、道路地図又は住宅地図を貼付することとしてもよい。(この場合も目印となるものを含めること。)



別紙2

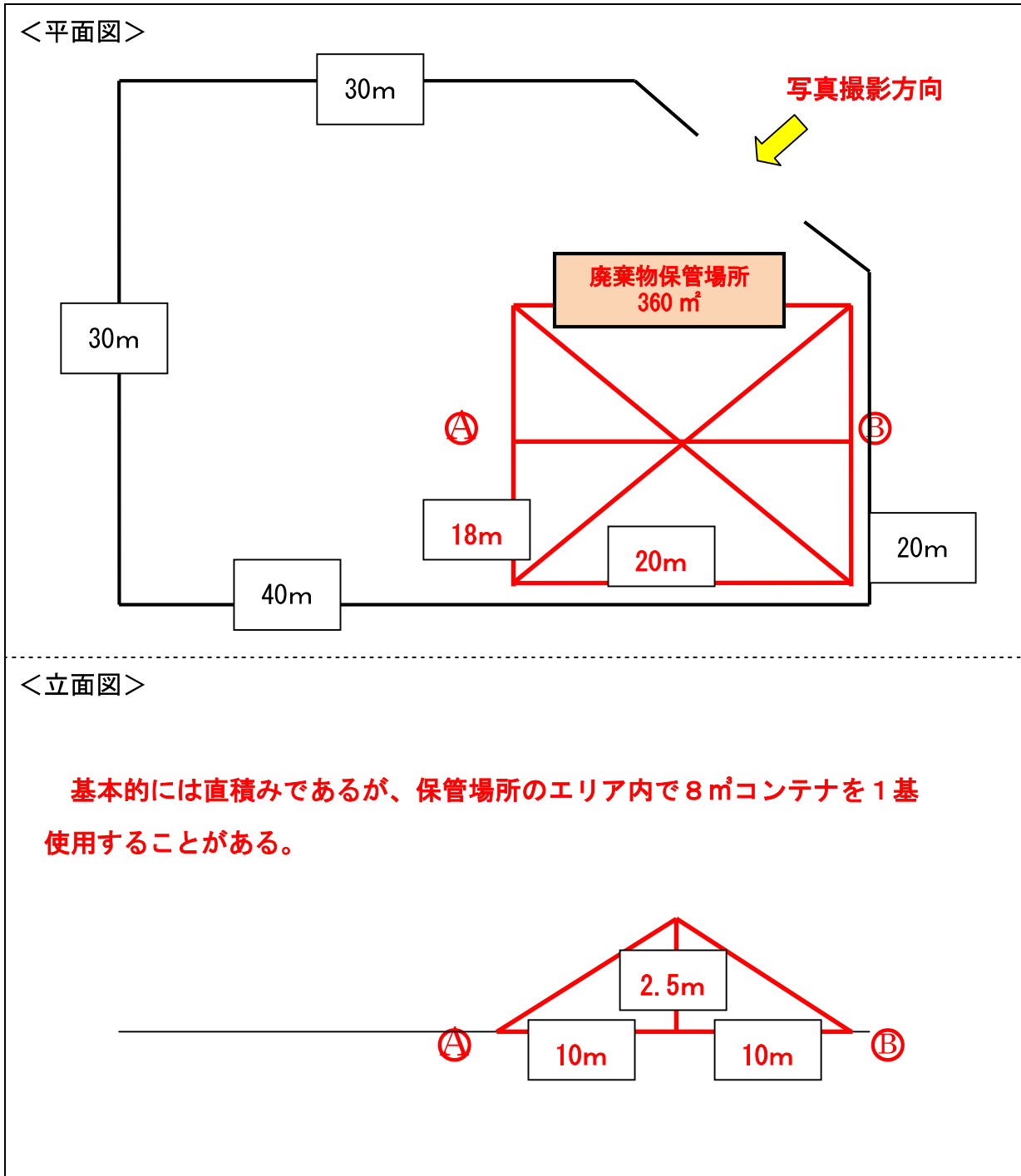
保管場所の概要及び写真

保管場所の所在地	<b>栃木市神田町6-×</b>  (不動産登記事項証明書・賃貸借契約書の写しを添付すること。)
土地の所有者 (名称又は氏名)	<b>〇〇建設株式会社</b>
<p>&lt;写真&gt;</p> <p><b>全景がわかる写真を添付すること。</b></p> <p><b>必要に応じて複数枚を貼付</b></p>	

(記載上の留意事項)

- ・ 届出書提出日前3月以内に撮影されたものであること。(インスタント写真及び白黒写真の貼付は不可。)
- ・ 保管場所の全景がわかるように撮影すること。

保管場所の平面図・立面図



(記載上の留意事項)

- ・ 敷地の一部を産業廃棄物の保管に使用する場合は、敷地全体を記載した上で、廃棄物を保管する場所を具体的に記載すること。
- ・ 平面図には縦・横の、立面図には縦・横・高さのおおよその長さを記載すること。
- ・ 保管する廃棄物の種類と面積を明示すること。(容器を使用する場合はその旨を記載すること。)
- ・ 平面図には、別紙2に貼付した写真について撮影方向を記載すること。
- ・ 平面図について、既存の図面がある場合は当該図面を添付することとしてもよい。